

65歳以上の人へ 介護保険に関するお知らせ

4月号の市報でもお知らせしたとおり、今年度から3年間の介護保険料が改定されます。

介護保険の第1号被保険者の人（4月1日現在で65歳以上の人）には、前年の所得及び世帯の住民税課税状況によって介護保険料を決定し、納付書または通知書を郵送します。

普通徴収（口座振替または納付書で保険料を納付）の人

7月11日（水）に納付書を郵送します。第1期から第4期までの納付期限内に納めてください。

特別徴収（年金から天引き）の人

8月2日（木）に保険料額決定通知書兼特別徴収額通知書を郵送します。各年金支給月に天引きされます。



65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料（年額）

保険料段階	平成29年度	平成30年度	引き上げ額
第1段階	28,700円	30,900円	2,200円
第2段階	47,800円	51,500円	3,700円
第3段階	47,800円	51,500円	3,700円
第4段階	57,400円	61,800円	4,400円
第5段階	63,800円	68,700円	4,900円
第6段階	76,600円	82,400円	5,800円
第7段階	83,000円	89,300円	6,300円
第8段階	95,700円	103,000円	7,300円
第9段階	108,500円	116,700円	8,200円
第10段階	121,300円	130,500円	9,200円

利用者負担の割合について

介護保険サービスを利用したときは、右表のとおり実際にかかった費用の一部を利用者が負担することになります。また、今年8月から、介護保険の維持継続と負担の公平性の面から利用者負担の割合が見直され、**特に所得の高い人の負担割合が3割に変更されます。**

利用者負担割合の適用期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間で、**介護保険の認定を受けている人には『介護保険負担割合証』を、7月下旬に郵送します。**

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

8月からは、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

利用者負担の割合	対象となる人
3割 (8月から)	本人の合計所得金額が220万円以上かつ、同一世帯にいる65歳以上の人「年金収入＋その他の合計所得金額」が、 ●単身の場合：340万円以上 ●2人以上世帯の場合：463万円以上
2割	3割の対象とならない人で、本人の合計所得金額が160万円以上かつ、同一世帯にいる65歳以上の人「年金収入＋その他の合計所得金額」が、 ●単身の場合：280万円以上 ●2人以上世帯の場合：346万円以上
1割	上記以外の人



■ 問合せ 高齢福祉課 ☎22-0080